

第五部 第一百五十九回 參議院財政金融委員會會議錄第十七號

國第百五十九回

平成十六年六月十五日(火曜日)

午後六時開会

委員の異動

六月十一日 辞任
辯任 江田 五月君
補欠選任 平野 貞夫君

六月十四日	山根	隆治君	淺尾慶一郎君	
辭任	小野	清子君	補欠選任	
若林 正俊君	山根	隆治君	淺尾慶一郎君	
辭任	小野	清子君	補欠選任	
六月十五日	大門	美紀史君	大門	美紀史君
辭任	愛知	治郎君	井上	哲士君
辭任	正俊君	山根	隆治君	
辭任	小野	清子君	小野	清子君

出席者は左のとおり。

委員

<p>○政府参考人の出席要求に関する件</p> <p>○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律</p> <p>○本日の会議に付した案件</p>	<p>平野 達男君 平野 貞夫君 平野 峰崎 直樹君 山口那津男君 井上 哲士君 池田 幹幸君 大渕 紗子君 平野 貞夫君 達男君 峰崎 直樹君 山口那津男君 井上 哲士君 池田 幹幸君 大渕 紗子君 英利君</p>
<p>補欠選任</p> <p>補欠選任</p> <p>補欠選任</p>	<p>浅尾慶一郎君 小野 清子君 山根 隆治君 入澤 驚君 尾辻 秀久君 野上 浩太郎君 大塚 耕平君 田村耕太郎君 清水 上杉君 西田 吉宏君 芳正君</p>
<p>愛知 治郎君 井上 哲士君 円 より子君 入澤 驚君 尾辻 秀久君 野上 浩太郎君 大塚 耕平君 訓弘君 社会保険庁運営 部長</p>	<p>副大臣 財務大臣 国務大臣 財務副大臣 財務大臣 内閣法制局第三部長 人事院事務総局 職員福祉局長 総務大臣官房審議官 総務省人事・恩給局長 総務省自治行政局公務員部長 財務省主計局次長 長財務省人事・恩給局長 文部科学省高等教育部私学部長 厚生労働省年金局長 吉武 民樹君 薄井 康紀君</p>
<p>○委員長(円より子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。</p> <p>○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p> <p>○委員長(円より子君) 質疑のある方は順次御発言願います。</p> <p>○平野達男君 民主党・新緑風会の平野達男でございます。急遽の登板になりました。</p> <p>金融二法の法案、昨日、本会議で可決となりました。あの問題について、ああだこうだとほじくり返すつもりはありません。ありませんけれども、四月の二十三日に衆議院の本会議を通過して、五月の二十八日に参議院の本会議で下りた</p>	<p>○委員長(円より子君) 政府参考人として内閣法制局第三部長梶田信一郎さん外八名の出席を求める、その説明を聽取ることに御異議ございませんか。</p> <p>大門実紀史さんが委員を辞任され、その補欠として愛知治郎さん、平野貞夫さん及び井上哲士さんが選任されました。</p> <p>委員の異動について御報告いたします。</p> <p>本日までに、若林正俊さん、江田五月さん及び大門実紀史さんが委員を辞任され、その補欠として愛知治郎さん、平野貞夫さん及び井上哲士さんが選任されました。</p>

案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

本日までに、若林正俊さん、江田五月さん及び大門実紀さん、委員を辞任せられ、その補欠として愛知治郎さん、平野貞夫さん及び井上哲士さんが選任されました。

○委員長(円より子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣法制局第三部長梶田信一郎さん外八名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(円より子君)　國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○平野達男君 民主党・新緑風会の平野達男でござります。急遽の登板になりました。

金融二法の法案、昨日、本会議で可決となりました。あの問題について、ああ、だこうだとほじくり返すつもりはありません。ありませんけれども、四月の二十三日に衆議院の本会議を通過して、五月の二十八日に参議院の本会議で下りた

本日の会議に付した案件

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

1

というふうになつておまりまして、どうも株式の割合がちょっと高いのかなという感じがします。ちなみに、生命保険会社全般の資産運用の状況を見ますと、総資産は大体百八十兆あります、これほども厳密な比較は難しいんですが、今手元にある資料でいきますと、株式の全総資産に占める有価証券の比率というのは総資産比で九・六%、これだんだんだんだん下がつてきているんです。

その一方で、国民のお金を預かっている厚生年金、国民年金の国内株式が一二%、外国株式八%ということと、これはあくまでも基本ポートフォリオなんですが、非常に高いということでありまして、かなりこれはリスクの高い資産についての運用をしているというふうに思います。

こういう基本ポートフォリオを作った考え方、やっぱりこれかなりリスクが高いんじゃないかなという、そういう懸念が出てくると思うんですけども、この辺りについて厚生労働省のちょっと御見解をまず冒頭伺つておきたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) 先生今お尋ねでございました基本ポートフォリオでございますが、これは前回財政再計算の際にその基本的な設定に基づいて策定をしたものでございます。で、十一年財政再計算におきます経済前提を申し上げますと、物価の上昇率が一・五% それから名目賃金の上昇率が二・五%、それから名目の運用利回りが四・〇%という形でございます。

それで、その基本ポートフォリオの策定の仕方といたしましては、基本的には国内債券を中心としながら株式を一定程度組み入れた運用を行うというところでございますが、その資産構成割合、基本ポートフォリオにつきましても、運用の前提となります年金財政再計算上の経済前提との整合性を取りながら専門的に検討を行いまして、この組合せを考えておりますが、国内株式につきま構成割合を選択したところでございます。

それで、具体的にちよつと中身について申し上げますと、この策定をいたしましたときに、それぞののリスクとリターンを算定をいたしましてこ

してはリターンが六・五%，外国株式につきましては四・五%，外債券についても四・五%という、こういいうリスクとリターンの組合せの中で目標値としては四・五%の収益率を取れる組合せといふことで設定をいたしております。

○政府参考人(杉本和行君)　国家公務員共済組合連合会における年金積立金の運用の基本的な考え方でございますが、これも年金資金の性格にかんがみまして、長期的に適正なリスクと収支のバランスを図るということでやつております。

いうのは大体八・七兆円。厚生年金、国民年金は、先ほど言いましたように、まだ全額運用されていませんけれども百四十七兆。百四十七兆というのは、先ほど言いましたように、生命保険会社全体が百八十兆ですね。恐らく生命保険会社というのは、いろいろ各社がありますから、各社が各自の考え方で基本ポートフォリオを考えながら運用していると思うんです。ところが、一気に百四十七兆というものを一つの考え方の基本ポートフォリオで運用するというのが、これはいいのかどうかということなんあります。

これは、恐らく金融上の話なんですけれども、財務大臣、財務大臣の御所見でいいですから、結構でござりますので、御所見をお伺いしたいんで

○國務大臣(谷垣禕一君) 十分にお答えする用意がないんですが、やはりそのリスクをどう分散させればいいのか、それが大きな課題だ。ただ、それだけの大きな金額を一つの単体の基本ポートフォリオで運用をするというもののリスクそれからリスクというのをどのようにお考えになるでしょうか。

ていくかなどということを考えながらポートフォリオを組んでいるんだろうと思うんですが、やはりこれだけの多量のものを運用しなきやならないといふ仕組みはそんなにどこでも例はあるわけではありませんが、そつくりはもう一歩考えてみよう。

りませんので、その辺には更にいんじんがな
ら進めていく必要があるかと思います。

○平野達男君 私もちよつとまだ十分精査し切れ
ていませんけれども、いずれ、厚生年金、国民年
金の基本ポートフォリオはやつぱり相当ハイリ

ターンを求めるくちやならないという何らかの事情があつて、こういう株式、国内株式、外国株式の方の比率が高いんじやないかと思うんですが、どうもこの比率が高過ぎるというのが非常に気に

なります。

國株式、特に国内株式の運用比率がこれは高いと
いうことでありますと、例えば□先で、厚生年金
の資金使つてもうちょっと株を買つたらどうかと

か、株を売つたらどうかというようなのがよく新聞紙上をにぎわしますね。全体の額が百四十七兆円といふに非常にバイが大きいですから、そのアナウンスメント効果だけで何か市場が動くといふ。過去においては実際にそういうふうな運用をやられたことはないということなんでしょうけれども、こういう株式というものに対する依存度が高いというのが、そういういろんな、永田町からいろいろな不規則発言、不規則予想が出る背景にもなっているのかなという感じもちょっとするということを指摘しておきたいと思います。

そこで、今日、更に話を進めまして、話を今度は国債の話にちょっと持つていただきたいわけあります。

最近の状況を見ますと、国債の長期金利が、例えば今日の新聞によりますと、長期金利、一時一・八五%ということで、かなり上昇傾向が見えてきたと。日銀も、今日の金融政策委員会でしたか、これは景気が上昇しているからいい、許容できる範囲だというような見解を出したようですが、どうもこれから長期金利がどうなるかというのは非常に気になるところであります。

この件につきましては、この財政金融委員会あるいは予算委員会でいろいろと、谷垣大臣といろいろ議論をさせていただきましたけれども、これから気になるのは、金利が上がつていけば、国債については売りの圧力が掛かってくるだろうと、買ひの圧力よりも売りの圧力が掛かってくるだろうという中で、その売りの圧力が掛かってきたときの受皿を用意しておかないと金利の高騰が起こるリスクが高くなってくると。

そういう場合に、例えばこの厚生年金の百四十七兆のお金、今の段階ではまだまだ資金運用部に運用されていますが、これをどうするか、あるいは郵便貯金のお金をどうするか。郵便貯金については、もう国債の運用を考えながらその資産の運用を考えるべきだというようないろんな検討もされているようすれども、これから国債政策の一環としてこの年金あるいは郵便貯金というもの

をやつぱり考えていく必要があるんじゃないかな

かと。いうような気がまだずっとしております。

それについての改めて財務大臣のちょっとと御所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) まず、公的年金の積立金の資金運用についてですけれども、これは原則として自主運用ということになつていいわけですね。

それで、資金の性格などを踏まえた資産ある

いは負債の管理方針で各主体自身の判断でやると

いうことになつていているわけですが、昨年の十一月に公的債務管理政策に関する研究会で報告書を出していただきましたけれども、その中で、公的年金の積立金については、その運用姿勢が金融・資本市場に大きな影響を及ぼさないよう、米国の社会保障信託基金の例に倣つて、非市場性国債による運用も視野に入れるべきであるというふうに摘要していただいておりますので、こういった点も含めて幅広く勉強していくかたいと、こう思つております。

いずれにせよ、国債の大量発行、今後とも続くわけでございますので、財政構造改革の推進によつて国債に対する信認を確保しながら、市場の動向も十分踏まえて、国債の商品の多様化を通じた國債管理政策をしっかりとやつていく必要があると思つております。

それから、郵貯をおつしやいましたけれども、今、御承知のように、郵政三事業をどうしていくかという議論が経済財政諮問会議でも行われていると思つております。

それから、ちょっとと話が今度は別な質問に移りますけれども、今回の年金改革法案、まあいろいろ改革法で、もう成立しましたから。今、国民の間で非常にいろいろの評価がありまして、七割近くの人が評価しないというふうに言われているとか、いかなどいうふうに思ひます。

ただ、いわゆる与党案と、民主党もこれ案出

いただけですけれども、これ、私に言わせれば、せ

んじ詰めて言えば、財源問題で消費税使うか使わないかということに尽きるという、そこにせんじ詰めた相違点があつたんじやないかというふうに私は思つてます。もちろん、いろんな考え方で細かい点はまだ、細かい点挙げればたくさん出てくると思いますけれども、基本的に、財源という

ことだけではなくて、その過程についても十分な透明性と予測可能性を持つて市場に不測の影響を与えることのないような形にしてほしいと、私は思つてます。もちろん、いろんな考え方で

八・三%まで上げるというんじやなくて、一部分については消費税を使うということが民主党案の

す。

○平野達男君 いずれ、この厚生年金、国民年金の年金資金運用基金への預託からの移行というのはまだ中途であります。先ほどのお話をしたら百十二兆ほどまだ資金運用部にあるということで、これから平成二十年度までにかけて戻つてくると

いうことだという御説明がありました。

私は、本当に、今、非市場性国債というふうな話がありましたが、株式といふものを使って運用す

るもの詳しくありませんけれども、年金についてはもうほとんど国債で運用しているというようなこ

ともありますし、株式といふものを使って運用す

るということについてはやつぱり慎重なもつと判

断があつていいんじやないかなというふうに思ひますし、かつまた、先ほど言いましたようなこれまでの国債市場のいろんな動向を踏まえますと、これだけのお金が厚生年金あるということもありまして、これは至急やつぱり検討してそれなりの方向性を出す、まだタイミング、時期は、時間はありますので、是非検討していくといんじやないかなというふうに思ひます。

それから、あと国民年金の負担も個人的に見ればもう増税と同じということでありまして、こういう年金の大改革というのを厚生労働省一省に任せますけれども、厚生労働省一省に任せたおいて議論をするということにそもそも私は問題があつたんじやないかというふうに思つています。厚生労働省一省に任せていたら、厚生労働省は自分の土俵でしか考えられませんから。いや、それは厚生労働省と財務省とかほかの省庁とか、いろいろ連携取りながらやつてますよとは言いますけれども、私も二十四年間霞が関にいて役人生活やつた皮膚感覚からしますと、もう縦割りは縦割りなんですね。年金改革やらといつて厚生労働省にその案を作れと言つたら、厚生労働省の土俵でしか考えられないですよ。

こういった大きな改革をするというときには

やつぱり税制の問題と年金の負担の問題といふ

はやつぱりセツトで考えるということ、そのためには、私、概念として国民負担率とかあると思います

し、繰り返しになりますけれども、こういう厚生年金の負担率を上げるというのは会社に対する負担も上がりますんで、そういう観点から考えますと、税制との一体化の議論というのは、これは是非今からでもやる必要があるんじやないかなといふ

ことだけではなくて、その過程についても十分な透明性と予測可能性を持つて市場に不測の影響を与えることのないような形にしてほしいと、私は思つてます。もちろん、いろんな考え方で

八・三%まで上げるというんじやなくて、一部分については消費税を使うということが民主党案の

そのことを常に申し上げているところでございま

うふうに思いますけれども、と 思います。

これについての財務大臣のちょっと御所見を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、平野委員が指摘されましたように、社会保障制度については、結局、税も保険料も最後は国民負担ということでありますから、持続可能な制度を作つていくためにはこれは制度全般について一体的な見直しを進めいく必要があると思っておりまして、一般閣議決定をしましたいわゆる骨太の一〇四でも、社会保障制度全般について一体的な見直しを開始するというふうに書き込んでいただいております。

今般の、今度の年金改革につきましても、具体的な保険料水準の設定であるとか、あるいはいわゆるマクロスライドを入れたということに合わせて、所要の税制上の措置を講じての基礎年金国庫負担割合一分の一への引上げということを行つて思つておりますので、今後とも、年金あるいは社会保障全般を考えます場合には税との連携というものを十分考へて進むことは、そうあらねばならないと思つております。

○平野達男君 三党合意で国民年金と厚生年金と共済年金の一元化を一回合意しまして、どうもその後いろんな経過があつたのですから、民主党はこれに対してもうするかというのがちょっと今まで個人では何とも言えないところがありますが、ただいざれ、その三党合意あるとなしとにかくわらず一元化の議論もされていくんだろうと思うんです。その過程の中でやつぱり、繰り返しになりますけれども、税と保険料の一体化といふ議論は、これは是非やつていただきたいなとうふうに思います。

あと、まだ予定していた質問、さつきの一元化の問題とか何かいろいろありますけれども、予定の時間をおちよつと過ぎまして、そろそろ時間がなくなりましたので、あとは大塚、我が方のエー

スが待ち構えておりますので、大塚委員にちょっとお願いしたいと思います。

○大塚耕平君 民主党的な大塚でございます。

今国会は多分これが最後の質問ということになりますので、いろいろ申し上げたいことは私も平野委員と同様にございますが、無駄話をやめて質問に入らさせていただきたいと思います。

年金制度については取りあえずの改正案が成立したわけであります、どうも与党の皆さんの御認識も大分我々と接近してくださつて、いるような気がもいたしますし、それから国民の皆さんの関心の高まりなども考えますと、このまま二〇一七年まで今回の改正された内容で、萧々と続く、というこ

とではないんではないかという気がしております。来月、参議院選挙あります、ひょっとする

とその次の大きな選挙は衆参ダブル選挙かもしれ

ないということも巷間言われておりますが、

ひょっとすると三年後には年金制度について改め

て与党案と野党案が大きな争点になることもあります

かも知れないなど、そんな思いで、今日は限られ

た時間の中で、幾つか今後の検討の材料とさせて

いただくために基本的な質問をさせていただきました。

まず、今日は共済年金ということなんですが、

今回の国家公務員共済の改正については二月十二

日の財政制度等審議会の分科会の報告書などにそ

の基本的な考え方方が述べられているわけであ

りますが、これを拝見していくちょっとどういう趣旨

であつたかを確認させていただきたいくだけがございました。お手元にない方も多数いらっしゃいま

す。こういう記述がその報告書の中にございま

す。

「共済グループ」という集団内の変化の幅が日本

全体のマクロの変化幅と同一でないとすると、共

済グループの財政に長期的に大きな影響が及ぶこ

とになる。例えば、日本全体の被用者数が増加し

ればならないという報告書にならなきやいけない

んですよ、ここは、今年の一月だから。逆のこと

を書いてあるんです。

で上昇していくことになる。ところが、仮に公務員の大額な定員削減が実行されれば、共済グル

ープはより少ない現役組合員で上昇する給付水準を

賄わなければならなくなり、保険料率が固定され

ていれば、それは財政悪化に直結することにな

る」と。

これを何となく読んでいて、えつと思つたんで

すけれども、これ今年の二月に報告書を出してお

られて、「日本全体の被用者数が増加しそれを反

映して厚生年金の給付水準が上昇していく場合に

は」と書いてあるんですけど、これはどう

い前提出でこういう表現が入つたんでしょうか。

今は、どちらかというと、被用者がどんどん減っ

たんで厚生年金の給付水準が上昇していく場合に

は、「と書いてあるんですけど、これはどう

い前提出でこういう表現が入つたんでしょうか。

今は、どちらかというと、被用者がどんどん減っ

たんで厚生年金の給付水準が上昇していく場合に

は」と書いてあるんですけど、これはどう

</div

これは分科会のどなたの御発言をベースにここに書かれたんでしょうか。

○政府参考人(杉本和行君) 国家公務員共済組合の分科会は、学識経験者、使用者代表、組合員代表の三者構成となっておりまして、各議員から意見をいただいたものを総括的にまとめていただきたいものでございます。

分科会におきましては、特に学識経験者の委員を中心にこういった御意見が出されたということをふうにまとめさせていただいたというふうに考えております。

○大塚耕平君 いや、メンバーも公表されて議事録も出ていると思いますので、主にどなたの御主張でこうなったんですか、ここは。

○政府参考人(杉本和行君) 学識経験者として意見をお伺いしておりますのは長尾立子先生とか渡辺俊介先生でございますが、こういった先生からもこういった意見は出されたということですが、先生御存じだと思いますが、議事録等からも読み取れることになつておると思います。

○大塚耕平君 財務大臣、どう思われますか、今のくだりのところ。この時期に、これから保険料率を上げ、給付水準を下げるという年金制度改革の国会での大議論を始めようとしていたやさきの報告書の中のこの表現は適切だと思われますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 必ずしも眼光紙背に徹するように読んだわけではございませんが、私は、恐らくこのところの意味は、公務員の数というものは、そのときの経済の動向とかあるいは人口あるいは総雇用者の数といったものと必ずしも連動しない形で公務員の数の削減が行われたり、場合によれば増える場合もあるかもしれませんが、そう動いていく。しかも、母集団が小さい

○大塚耕平君 冒頭申し上げましたように、今日

は余り細かい話というよりも、今後年金制度は引

き続き検討していかなければいけないと思つていま

すので、基本的な点を勉強させていただきたいんでですが、やっぱり今この日本という国が徐々に徐々に何となく若い人たちが希望を持てなくなつて、何かこう活気が失われているということと今まで議論させていただいていることは私は密接に関係していると思うんですけれども。

その昔、私が子供のころはどちらかというと公務員は給料が安いと言われていて、公務員をやつていてると貧乏だからなんて、そういう話が小学校

や中学校のころは子供心に話されていました記憶があるんですけど、そうすると若い人は、じゃ民間に出で働いてちょっとといい暮らししてといつて人材はそつちに流れなんですが、今はやはりそれが逆になつちやつていて。何となく公的部門に行つた方が先も安心だしメリットがあるからというふうになると、今の大學生の就職意識が典型的で、けれども、じゃ公務員になつてちょっと先が安心の方がいいやというそういうインセンティブになる

と、本当は日本の経済を、活力を高めてくれるよな人材がどんどん公的セクターに行つてしまつという、そういう傾向がベースにあるんじゃないかなと思っておりまして。

本当に日本を再生させたいと、長期的に、中長期的に再生させたいということであれば、例えば年金制度のところも、私は、我々は全部一元化と

ごらんをいただきますと、全国民共通の基礎年金を一階部分、それから被用者を対象とする厚生年金を二階部分にこたえましてより豊かな老後生活を実現する、そのためには公的年金と相まって老後の所得保障の充実を図るものというふうに位

置付けております。

したがいまして、我が国の年金制度体系の中でも生活を実現する、そのためには公的年金と相まって老後の所得保障の充実を図るものというふうに位

置付けております。

本当に日本を再生させたいと、長期的に、中長期的に再生させたいということであれば、例えば年金制度のところも、私は、我々は全部一元化と

言つていますからね、本当に日本を活性化したいと思えば、もう一回やつぱり民間の方が随分、民間に行つた方がメリットがあるぞという形に作り直して人材がそちらに行くと、また十年、二十年たつて経済も良くなり、そうすればまた公務員の皆さんも追いついてくるという、そういう組立て方にするのが本来の姿ではないかなという気がするんですが、その後に問題を抱えている中で、今申し上げましたような報告書が出ているということに、これからの方に行きにても若干、一抹の不安を感じるわけであります。

そういう認識の延長線上の問題として、衆議院

の財務金融委員会でも同僚の中塚議員とかが聞いておりました点ですが、改めて確認をさせていた

だきますが、国家公務員共済の職域加算の部分と厚生年金の三階部分の位置付けが、これが言わば対照する制度だというふうに位置付けられておりますけれども、これはそれぞれどういう理由でこの両者が同じような位置付けになつていると考えたらよろしいんでしょうか。その定義をお伺いしたいんです。

○政府参考人(吉武民樹君) 老後の所得保障につきましては、公的年金であります国民年金、厚生年金、あるいは共済年金で申し上げれば二階の部分に相当にいたしますが、これが生活の基本的な部分に対応しまして、私どもの国民年金、厚生年金の分野で申し上げますと、企業年金は、多様化する老後のニーズにこたえましてより豊かな老後生活を実現する、そのためには公的年金と相まって

たかっただですね。

おっしゃるよう、国家公務員法の百一条の職務に専念する義務等があるから、今回財務省から随分いろいろ追加の資料もいただきましたので、

そこにも書いてありますが、兼業禁止、いろいろあるので、そういうことの代価として、見返りとして、例えば年金制度も若干の優遇があるんだと言つて、いるわけですね。

今日は年金局長に来ていただいているわけですが、その一方で、厚生労働省、随分職務上知り得た情報でベイバックのあるような副業を一杯やつていたわけですね。この人たちは職務に専念していると言えないですね、全然。起きたことはとやかく言いませんよ。ここで議論させていただいた

資料に出てきた方々もまた逮捕されちゃいましたので、それはそれで司直もちゃんと動いてください

さつていてるということだと思いますが。

そうすると、今、杉本次長がおつしやつたようないいことには何度もここで議論させていただいているということは、何度かここで議論させていただ

いて、社会保険庁次長や保険局長にお伺いしたように、厚生労働者は、今後、年金、医療、介護等、職務にかかる印刷物等に関する副業は職員に禁止するというふうに理解していいですね。局長に、年金局長にお伺いします。

○政府参考人(吉武民樹君) 直接私の所管している分野ではございませんで、なかなかお答えにくいお話をございますが、基本的には、今先生がおつしやいました原稿料等につきましては職務を離れて考えるべきであるというものが基本的な考え方

時に、職務専念義務とか兼業禁止とか再就職の制約、労働基本権の制約、守秘義務等様々な身分上の制約が公務員に課されていること等を踏まえまして、国家公務員の退職後の生活の安定に寄与し、もって公務の能率的運営に資するという目的で設けられたものでございます。

○大塚耕平君 今の次長の御答弁をせんだつてからここで何回かやらせていただきました厚生労働省の選択エージェンシー事件のときに一緒に聞きだしましたが、同じような位置付けになつておると思うんですけれども、これはそれぞれどういう理由でこの両者が同じような位置付けになつていると考えたよろしいんでしょうか。その定義をお伺いしたいんです。

○政府参考人(吉武民樹君) 老後の所得保障につきましては、公的年金であります国民年金、厚生年金、あるいは共済年金で申し上げれば二階の部分に相当にいたしますが、これが生活の基本的な部分に対応しまして、私どもの国民年金、厚生年金の分野で申し上げますと、企業年金は、多様化する老後のニーズにこたえましてより豊かな老後生活を実現する、そのためには公的年金と相まって

たかっただですね。

おっしゃるよう、国家公務員法の百一条の職務に専念する義務等があるから、今回財務省から随分いろいろ追加の資料もいただきましたので、

そこにも書いてありますが、兼業禁止、いろいろあるので、そういうことの代価として、見返りと

して、例えば年金制度も若干の優遇があるんだと言つて、いるわけですね。

今日は年金局長に来ていただいているわけですが、その一方で、厚生労働省、随分職務上知り得た情報でベイバックのあるような副業を一杯やつていたわけですね。この人たちは職務に専念していると言えないですね、全然。起きたことはとやかく言いませんよ。ここで議論させていただいた

資料に出てきた方々もまた逮捕されちゃいましたので、それはそれで司直もちゃんと動いてください

さつていてるということだと思いますが。

そうすると、今、杉本次長がおつしやつたようないいことには何度もここで議論させていた

いことには何度もここで議論させていた

た。

今、委員のお尋ねは、あれですか、そこに、何
というんでしようか、どうやつてその資金を調達
しているかというお話をしようか。私も今までそ
の辺は余り用意に凹屋

が、大塚委員の御関心だということで今回聞きますが、したけれども、結果として公的な資金がそこに入っている場合もあるかもしれないが、まだちょっとと十分把握し切れていないというのを先ほど聞いたところであります。

そこに厚生年金の分野の中にも公益法人あるいは特殊法人あるいは独立行政法人と言われる公的な性格がある団体の方も対象になつておるということをございます。

の部分が何らかの公的予算措置で賄われているものがどのくらいあるのかというの、是非一度財務省と厚生労働省に調べていただきたいと思うのですが、やつていただけたという理解でよろしいでしょうか。

日 本 の 文 学

国民年金と共済年金、この三つだという議論が行われているんですが、実は厚生年金と共済年金の間に、名前は厚生年金なんだけれども、主に例えば役所の方が再就職で行かれるような先を中心的に、中心に、特殊法人とか公益法人で名前は厚生年金なんだけれども、厚生年金基金の部分については予算措置で対応されている先があるや聞い

ておるんですが、これはそうすると厚生年金と共済年金の中間になるんですね。こういうものは皆無だとは言えないという理解でいいですか。これには年金局長と財務省の次長と両方にお伺いしますが。

をやつておりますので、それぞれの法人において
その措置が講じられているところでございまして、
その財源をどうしているかというのも、それ
ぞの法人の事業の性格なり財源の出し方なりに
よつて様々だと思つております。

結果として、例えば公的な資金が当たつている
ところもあるかと思いますし、手数料とか、そういう
形で賄つてゐるところもあるかと思いますし、
国から、ある意味では、例えば独立行政法人のよ
うに運営費交付金という形で資金を出していると
ころにつきましては一対一で対応していないとい
うところもあるんだと思います。

区々様々あると思いますので、具体的にどうい
うところもあるんだと思います。

そういうことを把握するには、しばらく、先生おっしゃるように、時間が掛かるかもしれませんので、そういう方向で努めていきたいと考えております。

○政府参考人(吉武民樹君) 私どもの方でその財源がどこかというまで企業年金に申し上げるのはなかなかいかがと思ひますけれども、ただ、先ほど申しましたように、その設立主体ですね、設立主体が特殊法人である厚生年金基金というののほとんどよく把握できますので、財務省とよく連携を取りまして、今おっしゃったような作業をやつてまいりたいと思っております。

○大塚耕平君 これは、つまり財務省は厚生労働省に予算を付けて、厚生労働省はそれをその先に予算を付けているから、その先がどういう使

本の社会にマイナスの影響を与えていた大きな問題題だと思いますので、先ほどの点と併せて、今後しっかりと勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、昨日、総務委員会と文教科学委員会ではそれぞれ共済の一制度について可決をされたわけでありますが、厚生労働省と総務省と文科省にそれぞれお伺いをいたしますが、それから財務省ですね、共済年金の中の三共済ですね、三共済、それから厚生年金と国民年金の各積立金の積立率合い、何年分のものがあるかというのを、数字などを結構ですので、それにお答えをいただきたいと思います。順番で結構です。

(○) 支持参考人(吉武式良議員)
○ 前年度の責任金がボルト

ましては厚生年金に加入しておられますので、そういう意味では公務員年金ではない体系だらうと思います。その公務員年金ではない厚生年金の体系の中に、これは民間企業でも三階を持つておられる企業もありますし、持つておられない企業もある。その中に、例えば公益法人が公益法人を母体として設立しております厚生年金基金もございますし、それから特殊法人を母体として設立している厚生年金基金もございます。それは、ただ、公益法人がすべて三階の厚生年金基金を持つているわけではございませんので、それはその母体によって違ってくるという形でございます。

ですから、民間の厚生年金の体系に共済年金が乗っているということでは多分ございませんで、基本的には厚生年金の体系でありますけれども、

○大塚耕平君 厚生年金基金は、普通の民間企業であれば、三階部分は企業の自助努力で、ある一定の勤続年数を経て受給資格を得た人たちが企業の言わば果実の部分をもらうところですから、その部分が何か公的な予算措置で賄われているとする組織があれば、これは、それを厚生年金と言るのは何か変な話なんですね、そういうふうに呼ぶのは。

それで、これまたここで結論が出る話ではあります。が、一度これ時間を掛けてでもいいですかね、厚生年金制度を、厚生年金を持つていて、その基金はございません。

省に予算を付けて厚生労働省はそれを何の分野で使ふる所を付けているから、その先がどういう使い方をしているか分からぬといふ、こういうトータルとしては御答弁なわけありますが、これは例えば、ある特殊法人のこれが経費だといってどこと渡していく、その経費のうちの一部がその特殊法人が運営している厚生年金の基金の部分に充當されているとすると、これは一体、民間企業の厚生年金基金と似て非なるものでありまして、それはそうであるならば、共済年金Bとか、何かそういうう違った名前を付けて、あるいは厚生共済年金とか、そういう何かきちつとした類型をされるべきでありまして、私も今幾つかの事例は知つていましけれども、すべて知つてゐるわけではありませんが、こので、じつくり調査をしてこれから議論に備

年度の支出の何年分に相当するかを示します積度合いでございますが、平成十四年度におきまして、国民年金、国民年金と申しますのは今実は基礎年金制度を通じまして基礎年金給付も担当しておりますが、本来の自営業の方なんかの財政単位としての国民年金が二・八倍でございまして、厚生年金は四・七倍でございます。それで、厚生年金につきましては、今申し上げました数字は厚生年金基金の代行分は除いております。つまり、政府自身が実施している部分の比率でございます。

○政府参考人(杉本和行君)　国家公務員共済年金の場合の積立度合いを申し上げますと、十四年卒業まで四・六年分でござります。八・七兆円でござ

さ度金 政生年厚位に基し立

○政府参考人(須田和博君) 地方公務員共済年金の積立度合いでございますけれども、平成十四年度末で七・六となつております。

○政府参考人(加茂川幸夫君) お答えをいたしました。

平成十四年度における私立学校教職員共済の年金積立金の積立度合いでございますが、九・八となつてございます。積立金は平成十四年度三月末、三兆八百億円でございます。

○大塚耕平君 国民年金は。

○政府参考人(吉武民樹君) 国民年金は先ほど申し上げましたように二・八でございます。

○大塚耕平君 整理しますと、国民年金が二・八年分、厚生年金が四・七年分、共済年金が四・六年分、四・六は国家公務員共済ですね、地方公務員共済が七・六年、私学共済が九・八年と。国民年金と私学共済を比べるとこれは三倍以上の差があるわけですが、これは文部省にお伺いしますけれども、これは、九・八年分あるというのではなく過ぎるんですか、それとも何か合理的な基準でこの九・八年というものが成立しているんでしょうか。

○政府参考人(加茂川幸夫君) お答えいたしました。

先ほどお答えいたしましたように、積立金の額でございますが、平成十四年三月末で約三兆円あるわけでございます。この積立度合の試算に必要な実質的な支出総額、これは平成十四年度でございますが、三千百三十億円になつております。割り算をいたしますと九・八になるわけでございます。

確かに、この積立度合、私学共済の場合には高い数字になつておりますし、成熟度を示す指標としては、年金扶養比率が高いこともございます。成熟度のこととございまして、これまでの保険料設定方法の経緯、財政運営の成果がこの数字になつて表れているものと私どもは理解をしておるところでございます。

○大塚耕平君 制度によつてこれだけばらつきがあることについては、年金局長はどのようにお考えになられますか。

○政府参考人(吉武民樹君) いろいろな要因はございますが、基本的にはやはり歴史的な経過だらうというふうに思います。

それで、国民年金につきましては二・八倍という形でございますが、これはもう端的に申し上げまして、昭和三十六年に国民皆年金制度を創設をいたしたわけでございます。そういう意味では被用者年金あるいは共済年金の方が先行しておつたわけでございますが、三十六年に国民年金制度を創設をいたしまして、当時、年金に加入できない例えれば農業をやつておられる方、自営業をやつておられる方、こういう方々の将来の生活の安定を図るということで実施をしたわけでございます。

したがいまして、そのときの政策といたしまして、できるだけ早期に成熟化を図ろうということを実施をいたしまして、例えば、当時、五十を超えてこの国民年金にもなかなか加入できない方につきましては老齢福祉年金という全額税による年金を支給をいたしました。

そういうこととのバランスを考えまして、例えば五年年金、十年年金という早期に年金が支給される年金を実施をいたしまして、そのことによりまして公的年金が実際の高齢者の方々の生活に役立つということを実証してきたわけでございます。

○大塚耕平君 まさにこの経緯がございまして、国民年金の場合には積立比率が高いと思つております。

○大塚耕平君 ここで法制局にお伺いをしたいんですけれども、予定していた質問というのは、国民の属性によって加入している年金制度が異なるのは法の下の平等に反しないかという質問であります。

ただ、今日の状態で申し上げますと、この状態につきましては、昭和六十一年の年金改正によりまして基礎年金制度を創設をいたしまして、全体で支え合うという仕組みになつておりますので、

そういう意味で自営業の国民年金の部分の積立比率というのは二階はございませんので、年数よりは財政としては安定している状態でございます。

それから、あとの制度を申し上げますと、これは後からお答えがあらうかと思いますが、かつては公務員の場合には恩給という形で支給がされたるという形でございます。そこに社会保険方式の共済組合制度が導入をされましたので、いわゆる社会保険方式により貯められた部分につきましては、ある方が例えば二十年勤められておられてそれから共済に入れた場合には、二十年の期間は恩給でありますので国がこの給付は支給をするという仕組みになつております。その後の例えば二十年間について共済制度で支給をするという形でございまして、共済制度はそういう意味で恩給の期間から社会保険の期間に移行する状態でございますので、そこが扶養比率とは違いまして、ある意味で社会保険となつた状態の成熟度は低いという形でございます。それが財政的に安定しているという状態があると思います。

それから、更に申し上げますと、共済制度は、これまでの厚生年金の保険料の引上げの歴史から考えますと、例えば地方公務員共済については相当期に掛金率の引上げをやつておられる。早期に掛金率の引上げをされたことがやはり財政の安定化に寄与いたしておりますので、それが例えば地方公務員共済の場合に積立比率が高いといふ状態になつてきているだらうというふうに思つております。

○大塚耕平君 ここで法制局にお伺いをしたいんですけれども、予定していた質問というのは、国民の属性によって加入している年金制度が異なるのは法の下の平等に反しないかという質問であります。

ただ、お尋ねのまず第一点でございますけれども、年金制度につきまして、被用者であるか否かというような、被保険者の属性に応じましてそれぞれふさわしい制度とすることにつきましては合理性があるというふうに考え方されるところでございまして、被保険者の属性によって年金制度が異なることをもつとして憲法の定める法の下の平等に反するというふうには言えないというふうに考えております。

それから、第二点目の何年分かの給付に差があるという点でございますが、それは制度の沿革あるいは運用の問題であろうというふうに考えておりまして、そのことをもつとして憲法の法の下の平等という規定に反するというふうにはならない

に置かれているかというへ理屈を当てはめて考えると、これまで法の下の平等に反しないかという気がするんですが。

したがつて、二つお伺いしたいんですが、そもそも属性によって入る年金制度が異なるということは法の下の平等に反しないかと。仮にこれが反していないとすると、何年分のつまり給付が確保されているかという一票の格差ならぬ一人の年金給付の保障の格差はどこまでが許容範囲なのかといふことについて、何かお考えがあればお伺いしたいんですが。

○政府参考人(須田信一郎君) お答え申し上げます。

憲法十四条の第一項、これには、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的の関係において、差別されない。」というふうに規定されておりまして、いわゆる法の下の平等は保障されております。この規定は合理的な理由のない不当な差別を禁止する趣旨のものでございまして、合理的な根拠に基づきまして法的取扱いに区別を設けることにつきましては、このこと自体を否定するものではないというふうに解されます。

それで、お尋ねのまず第一点でございますけれども、年金制度につきまして、被用者であるか否かというような、被保険者の属性に応じましては合理性があるというふうに考え方されるところでございまして、被保険者の属性によって年金制度が異なることをもつとして憲法の定める法の下の平等に反するというふうには言えないというふうに考えております。

○大塚耕平君 今日の段階ではそういうお答えになると思うんですが、自民党さんも憲法改正案出されるということですけれども、憲法改正論議のときにも、実は、この年金制度のそもそも論については今のような観点から議論する余地は私は十分あると思うんですね。

それは、合理的な理由だと言い張つてしまえばいかなるへ理屈も付くわけありますけれども、やつぱり何となく国民全体が忽然としないという気持ちになっているわけありますので、憲法改正論議が仮に今後本当に盛り上がるんならば、そのときにもう一度、これは年金制度だけじゃなくて、ほかの制度も入ってくるかもしれません、いろいろ議論をさせていただきたいなと思っております。

そこで、そういう、やはりなるべく平等であるべきではないかという観点で、確かに年数とか制度そのものが若干違うことに合理的な理由があればいいんですが、しかし、同じような制度として盛り込まれているものについては同じように運営されなければならないかと思うんですが、そういう観点で、財務省からお出したいたいこの追加資料のやはり八十八ページ、八十九ページ辺りに、国家公務員共済の事業主負担分、公経済負担金、追加費用という表があるんですけれども、このうちの事業主負担金というのは事業主として国等の負担金であるというふうに書いてあるんですけど、ここをちょっと、通告してなくて恐縮なんですが、この事業主負担金のところに職域加算が入っているという理解でいいですか。

○政府参考人(杉本和行君) 国家公務員共済の年

金制度につきましては、職域加算分も含めまして

保険料を取つておりますので、そういう

意味では、大塚先生おっしゃるように、この中に職域加算部分に該当する部分も入つてます。

○大塚耕平君 そうすると、民間企業の場合は、企業の決算が赤字になつた場合に厚生年金の事業

主負担部分というのはどういうふうになりますか、一般論として。これは年金局長です。企業が赤字になつたとき、あるいは業績が悪いときに事業主負担分というはどうなりますかね。

○政府参考人(吉武民樹君) 事業主負担は、私どもから申し上げれば、公的制度による企業負担でございますので、企業経営が赤字であろうが黒字であろうが払つていただく費用であるというふうに考えております。

○大塚耕平君 厚生年金の事業主負担分というのは企業が赤字であつても絶対に減らないという理解ですか。もう一回そこを確認させてください。

○政府参考人(吉武民樹君) 企業の損益が赤字であつても払つていただく費用でございます。です

から、赤字企業であれ黒字企業であれ払つていた

だから、私が申し上げたかったのは、もう時間

ですからあれですけれども、やめますけれども、

この八十八、八十九ページにある事業主負担と

いうのは、事業主としての国等の負担金というこ

とであれば、同様の觀点で、例えば単年度決算、

国のですよ、国の単年度決算じゃなくて予算の段階で赤字が出れば、それは企業でいえまあ赤字

が厳しいときにこの部分は、事業主負担分は丸々

それに堪えられなくなるとどういうことが起きますか。特に、昨今実際に起きているわけであります

が、どういうことが企業では起きていますか。

○政府参考人(吉武民樹君) これは現実には社会保険庁の方で対応いたしておりますが、現実に、

しかしそれで企業経営が厳しくて厚生年金の事業

主負担をなかなか払うことができないというふう

になりましたときには、今度は、厚生年金の仕組みで申し上げますと、これは、最終の目的はそこ

で働いておられるサラリーマンに対して厚生年金

を支給するという目的でございますので、適用を受けてまして、そこで適用関係に入りますと、仮に

事業主の方からの保険料の支払が社会保険庁にな

くとも、その適用になつた状態に対して給付が行

われます。

したがいまして、その後の関係で、保険料の支

払が十分にされないということになりますと、こ

れは社会保険庁とその企業との間の債権管理関係

になりまして、通常で申し上げれば、少し時間を

取つて、企業と御相談をさせていただいて、分割

して納付をしていただくというようなことをまず

相談させていただくということで実施をいたして

おります。

○大塚耕平君 更にその先のことを聞きたかったんですけれども、基金を解散されるというようなんですね。最近も現実にあるわけですよ、企業としては。

だから、私が申し上げたかったのは、もう時間

ですからあれですけれども、やめますけれども、

この八十八、八十九ページにある事業主負担と

いうのは、事業主としての国等の負担金といふ

ことであれば、同様の觀点で、例えば単年度決算、

国のですよ、国の単年度決算じゃなくて予算の段

階で赤字が出れば、それは企業でいえまあ赤字

が厳しいときにこの部分は、事業主負担分は丸々

それに堪えられなくなるとどういうことが起きますか。特に、昨今実際に起きているわけであります

が、どういうことが企業では起きていますか。

○政府参考人(吉武民樹君) これは現実には社会

保険庁の方で対応いたしておりますが、現実に、

しかしそれで企業経営が厳しくて厚生年金の事業

主負担をなかなか払うことができないというふう

になりましたときには、今度は、厚生年金の仕組みで申し上げますと、これは、最終の目的はそこ

で働いておられるサラリーマンに対して厚生年金

を支給するという目的でございますので、適用を受けてまして、そこで適用関係に入りますと、仮に

事業主の方からの保険料の支払が社会保険庁にな

くとも、その適用になつた状態に対して給付が行

われます。

したがいまして、その後の関係で、保険料の支

払が十分にされないということになりますと、こ

れは社会保険庁とその企業との間の債権管理関係

になりまして、通常で申し上げれば、少し時間を

取つて、企業と御相談をさせていただいて、分割

して納付をしていただくというようなことをまず

相談させていただくということで実施をいたして

おります。

そこで、それでは年金問題、質問したいと思う

のですが、年金というのは、要するに国民の将来の

生活の安心を確保していくこうというものなんです

から、今度の問題でいえば、保険料率は上げる、

給付は下げるということですから、そういうた

めに國民にとっては非常に不安な要素というのを

持ち込んでいるわけなんです。

そのため、いろいろ共済であるとか厚生年金

である、国民年金であるとか、先ほど大塚委員

おつしやったように、正に國民の層によって、屬

性によつて違いが出てくるということは問題あり

と。それはそれでいいんですが、事の議論が、し

たがつて給付はできるだけ低い方にそろえていこ

うといつたような方向で議論が進めば、これは誠

に貧しい発想だということになつてしまつ。そう

であつてはいけないんで、國民の安心、安心度を

高めていくこと、あくまでもそこに基本を置いて

やらなければ年金制度というものを論ずる意味が

ないだらうと思うんですね。

そういうことをまず申し上げた上で伺いたい

のですが、先ほど來の論議の中でも職域加算の問

題がありました。公務員については若干優遇され

ているんじゃないかなという論議もありました。だ

からといって、これ低い方にそろえていくこ

うのか、私たちはそれには反対です。職域加算に

ついても歴史的な経緯があるわけで、そこには一

定の合理性というものはあります。そこはしっかりと見詰めていかなければならないというふうに

考えております。

そこで伺うんですが、日本の公務員の年金制度

と諸外国の年金制度、これひとつ比べてみたいと

思つてますね。アメリカ、イギリス、スウェーデ

ン、フランス、ドイツといった国をちょっと選ば

せていただいたんですが、最近これ、財務省の

「ファイナンス」なんかでも論文としてずっと連載

されて、それでは年金問題、質問したいと思う

のですが、年金というのは、要するに國民の将来の

生活の安心を確保していくこうというものなん

です。最近も現実にあるわけですよ、企業として

は。

さて、それでは年金問題、質問したいと思う

のですが、年金というのは、要するに國民の将来の

生活の安心を確保していくこうというものなん

です。最近も現実にあるわけですよ、企業として

は。

そこで、冒頭の話に戻りますが、これから厚生年

金制度の議論をしようといつたときに、財政等審議会

の報告書で、何かこれから厚生年金の給付が上

がつていつたときに、共済年金はそれに付いてい

けないからこういう制度を作るんだというよう

な、そういう報告書を上げているとか、大変国民

感情的な視点からいうとそれがいるということを

申し上げまして、今後も、これで終りではなく

て、これからよい、いろんな資料が出てきま

したので、年金制度の議論を本格的に勉強させて

いただきました。このことで、基本的に強化させて

いたいということを申し上げて、質問を終

わらせさせていただきます。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございま

す。

私も一言昨日の中間報告の問題について申し上

げておきたいと思うんです。本会議で基本的なこ

とはお話ししました。ここでは、この財政金融委員

保険料水準に少し時間を掛けながら負担をしていく。ただいて制度の安定をしていくという状況とは違ふということです。

そういう日本の状況を考えまして、今回、私どもはマクロ経済ストライドを提案をさせていただき

まして、一〇二三年まで掛けて給付と負担のバランスを図つていただければ、一〇二三年以降につきましては、今四十五歳以下の方でござりますが、この方たちにつきましては本来の賃金スライド、物価スライドという制度に戻るということを提案させていただいたいわけでございます。

○池田義幸君 時間がないから余計なこと言わぬでくれ。私、前回もそうだつたから、余計なことばっかり言うから、今日、先ほど申し上げたんだ、聞かれたことだけに答えてくださいと。事務方から聞いているでしょう。そんな余計なことばっかり言われると困るんです。

今おつしやつた、スウェーデンが使っていると。しかし、スウェーデンはそれを実施していますか。そのようなことを実際実施したことがありますか。ないでしよう。スウェーデンのいわゆる、何というんですか、自動調整、あれですか、制度というのは、これ要するに規定を超えた高齢

化の悲観シナリオを実現する場合、それだけやるんだと、そういった状態になつた場合発動するんだということで、実際発動された事例はないじゃありませんか。制度として毎年毎年されるということにはなつてないでしよう。そういうふうなことをまかしを言われたら困るんですね。

そこで、時間が非常に少ないものですから次のことに進みたいと思うんですが、先ほど来言われております公務員がかなり有利だという問題、こ

れについて少し私は見ておきたいと思うんですね。

これについては人事院がかなりこの調査もしておられまして、海外に出て実際調査もしておられます。それを見ますと、人事院の人事院月報といふのがあるんですが、人事院月報で論文、論文といいますか、報告書などが、調査報告書が出されております。大谷登さんとおっしゃる方ですけれど

ともこれはイギリス・トイツ・フランスの公務員年金制度改革の動きということで報告を出されておりますが、それを見ますと、この訪問した三国について共通して言えることだが、改革後も依然、改革というのは、ここでも給付の引下げ、こういうことがずっとやられてきておりますね。

この改革後も依然として公務員の制度が民間に比べて有利性を保っていること、これには一部の批判もあるが、国民の大多数がそれを理解し、そういう制度の存続を容認しているというふうに述べているんですね。

○國務大臣（谷垣禎一君） これは、先ほどから池
財務大臣、何か感じられることありますか。
相當違います。あれで引き下げても日本より
はるかに高い。それでも、一定の批判はあるにし
ても、それを容認している。諸外国ではなぜそつ
いうふうな考え方を取っているかということを、

田委員が御議論のように、なかなか諸外国との比較は難しいところがあると思うんですが、今までの年金、どれだけ拠出してきたかとか、いろんな問題が、経緯もあると思います。

ただ、委員のおつしやったようなことは、結局、公務員制度をどういうものとして見ていくかという制度の基本設計といいますか、基本哲学みたいなものがあると思うんですね。ですから、いろいろ官民格差等の議論もござりますけれども、我々としても、今後この議論をしていきますとさ

には、公務員というのは何なんだ、公務員制度というのはどういうものなんだという視点も踏まえて議論していく必要があると思つております。

○池田幹幸君 正にそうだと思うんですね。ともかく日本では公務員バッシングといいますか、要

するに単純に比較したそれでも高いから負けぬということでは、これは将来の日本国を支えていく公務員がこれは救われないです。きちんとした形で仕事をする、きちんとした形で将来を保障する、そういうことがどうしても私は必要だと思うんです。これは年金の問題もそうです。

し、それから雇用の問題もそうです。
特に、定年を迎えて、六十歳で定年を迎えて、六十五歳まで年金もらえないなんてことになりますと、これはどうしようもない。もちろん、この制度の欠陥というもの、もちろん分かっているわけですから政府においても再任用制度というのを

取つてこられたし、新しい再任用制度というのを二〇〇一年に作られたわけですね。この再任用制度というのについて、私は非常に大事だと思うんですが、これ極めて不十分なもので問題あるんですけれども、そういうたの考え方というののはこれは非常に大事だよ。

○政府参考人(関戸秀明君) お答えいたします。
その再任用制度というのはどういう考え方に基
づいて作られたものなのかということ、これ、ど
ちらに伺えればいいんです、人事院に伺えればいいん
ですかね。

再任用制度は、我が国が本格的高齢社会を迎える中で、公的年金の支給開始年齢が引き上げられることになりました。引き上げられることを踏まえまして、職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるようにということにするためには雇用と年金との連携を図ることが必要であるということがあつた。それから、職員が長年培つた能力、経験を有効に發揮できるようになります。

○池田幹幸君　いただいた平成十一年十月二十五日付けの人事院事務総長の通達でもそれは明確に書かれております。これは非常に、私、大事なこ

とだと思うんですね。

二月号ですけれども、そこに載せられた先ほどの大谷さんの報告文書、三ヵ国を訪問した印象を最後にまとめておきます。すけれども、そこにこういうことがあるんですね。イギリス、ドイツでは年金支給開始年齢引上げの話も出ていますが、定年年齢も一緒に引き上げられると考えていいのかどうか、うなづけ難いところに付いて、自然なよのう、よだれ

正にイギリスやドイツでは当たり前の考え方だ
と思うんですけど、それが。ところが、日本ではそう
はなつていないですよね、大臣。これはまずいん
うんですね。

○國務大臣(谷垣禎一君) これは先ほどお答えしたこと等の繰り返しになりますけれども、要は我々がどういう公務員制度を持ちたいのかということだと思いますので、またいろいろ御議論をさせていただきたいと思っております。

○池田幹幸君 やっぱり支給年齢引き上げるなら定年も引き上げると、同時に、それに合わせて。これもう一こく当たり前の考え方で、イギリスやドイツでこれは当たり前だというのは当たり前なんですよ。やっぱりそういう方向へ進めていくと。それが一気にできないからということです。

先ほど言われた再任用制度というものがやられておるわけでけれども、それじゃ、その再任用制度は、それに代わるものであるならばきちんと形式でこれはやられなければならないだらうと私は思うんですね。

そこで、六十五歳まで定年を延ばしていくことになりますと、これは民間でも大変なことですけれども、しかし、民間に対してはきちんとした法律が今度の年金改悪法と同時にやられました。高年齢者雇用安定法改正案というのが、これ

成立しましたですね、同時に、今度。

ここを見ますと、時間ないから私の方から申し上げますけれども、六十五歳までの雇用継続を企

業に義務付けるものですね、これ。そこで、民間支給開始年齢の段階的引上げに合わせて定年の引上げ、それから継続雇用制度の導入、定年制の廃止、このいずれかを講じなければならないというふうな改正をやつたわけですね。

そうしますと、やっぱり公務員の場合も同じよう考え方、民間に対してこれだけ義務化迫るんであれば、国家公務員についても同じようなことをやらなければいかねだろうというふうに思うんです。しかし、定年の問題については、先ほどの大臣のお答えでは、ともかく公務員制度全般考慮直すところで考えていくことですから今すぐできないという、そういう意味だらうと思ひます。

そこで、私はひとつこの再任用制度の問題についてきちつと押さえておきたいと思うんですが、今の実態は極めて、一〇〇一年度に新しい制度を導入されたけれども、非常に残念な状態にあると思うんです。

○政府参考人(閻戸秀明君) お答えいたします。

この実績なんですが、一〇〇一年度導入されて、二〇〇二年からしか統計ないんですね、実際実施されたのは、一〇〇一年、一〇〇三年、この実態がどうなっているか、ちょっとお話し願えますか。

名のうち八・九%となつております。

なお、給与特例法職員とか特定独立行政法人等を加えました一般職全体でいいますと、十四年度

の率だけ言いますけれども、再任用者の率は一七・二%、十五年度は一六・八%となつております。

○池田幹幸君 先ほどの数字は、三年度が六百六人で一〇・二%、四年度は五百一十三人で八・五%ということです、約一割ということなんですね。これは極めて私は少ないと思うんですが、応募者の数から比較してどうでしよう。再任用してくださいという希望を申し出た人の何%になつてますか。

○政府参考人(閻戸秀明君) 再任用者数、今申し上げました再任用者数に対応いたします再任用を希望している人の数というのが明らかでございません。把握しておりません。したがって、一概に申し上げられないんですけども、再任用制度につきましては、先ほども申し上げましたような趣旨から、任命権者におきましては再任用を希望する定年退職者等につきましてできる限り採用するよう努めることが求められているということです。私もも指導しておりますし、これからも指導しないかなければいけないと思つております。

○池田幹幸君 そうなんですね。さつき言われた人事院事務総長のそれでいきますと、できるだけ、できる限り採用するよう努めるになつていています。この実績なんですが、二〇〇一年度導入されて、二〇〇二年からしか統計ないんですね、実際実施されたのは、一〇〇一年、一〇〇三年、この実態がどうなっているか、ちょっとお話し願えますか。

ちょっと数字をお聞きします。再任用職員数、この実績なんですが、二〇〇一年度導入されて、二〇〇二年からしか統計ないんですね、実際実施されたのは、一〇〇一年、一〇〇三年、この実態がどうなっているか、ちょっとお話し願えますか。

○政府参考人(閻戸秀明君) 正確な再任用者数については残念ながら把握できておりませんけれども、十六年度になりまして、十七年度からは再任用者というものが複数年度にまたがるということになります。これから本格的に再任用といふことを推進していくなければならないということになりました。これを極めて私は少ないと思うんですけども、ございまして、今年度の調査から再任用希望者数についても何とか把握しようということで考え方させていただいております。

○池田幹幸君 そういうふうに改善していただければより良くなつていいだらうと思います。是非そういうふうにしていただきたい。

で、できる限りというわけですから、その希望者数、どんどん入れていかなきやいかぬです。が、そのためには過去こういうことがあったといふことを私指摘しておきます。それを改善しなければ良くはならない。

なぜこのように一割程度しかなかつたのかといふことについていきますと、まず希望調査の段階で定数の枠がないといった断られちゃつた、希望を出す前に出させなかつたと、これが一つあります。こういうことがやられているところがある。それから、結局、当局が提示した条件がありま

す。フルタイムであるとかパートであるとか短時間勤務であるとか、その他もろもろの条件があるわけですが、その条件に合わないといふことで結局自ら辞退しなければならなかつたといふことなんですね。だからなかなかすつきりはいつていな

い。

それから、国立病院・療養所ではどんなことがあります。起きたかというと、再任用、退職職員の希望調査を、それもやらなかつた。どんな希望がありますかという希望調査も実施していなといふことがあります。

二番目の再任用期間における家計の中での給与の位置付けは、主として日常の生活費というものが八一%なんです。正に生活を支えるために働かなければならぬ状況にあるということですね。

二番目の再任用期間における家計の中での給与の位置付けは、主として日常の生活費というものが八一%なんです。正に生活を支えるために働かなければならぬ状況にあるということですね。

そしてまた、三番目の給与面の待遇についての満足度は、満足とする者が一二五・九%、不満が四二・八%なんですね。

だから、この数字を見て、私は財務大臣がどうお感じになつたかということを伺いたいと思うんです。

○國務大臣(谷垣禎一君) 年金の支給開始年齢と度と四年度と比べると一〇・二%から八・五%と下がっているんですね。何でこんなこと起こつた

からもう制限するんですね。それじゃもう、とてもじゃないけれどもこれじや駄目だなということももう自粛しちゃう。

こういうことが起きて、こういうことによつてなかなか再任用制度というのが機能してこなかつたということがここに出ているというふうに私は思います。こういうことも同時に改めなければやつていけないんだということを指摘しておきたいと思うんです。

時間が非常に少なくなりましたので、もう一つだけ指摘して財務大臣の感想を伺つておきたいと思うんですが、総務省が、人事・恩給局、ここで昨年秋に、二〇〇二年度に国の機関に再任用された職員を対象に行つたアンケートがあります。それを見ますと、再任用職員に応募しようと思った動機は何ですかと、再任用期間における家計の中での給与の位置付けは何ですかと、ここが出ているんです。ほかにもいろいろあります。

私が、注目したこの三つについて申し上げますのが、再任用職員に応募しようと思つた動機、一番多いのが六二・八%なんですが、年金が満額支給されるまで働きたいからという動機なんですね。正に先ほど来論議してきて申しますが、再任用職員に応募しようと思つた動機、一番多いのが六二・八%なんですが、年金が満額支給されるまで働きたいからという動機なんですね。

正に先ほど来論議してきて申しますが、再任用職員に応募しようと思つた動機、一番多いのが六二・八%なんですが、年金が満額支給されるまで働きたいからという動機なんですね。

二番目の再任用期間における家計の中での給与の位置付けは、主として日常の生活費というものが八一%なんですね。正に生活を支えるために働かなければならぬ状況にあるということですね。

そしてまた、三番目の給与面の待遇についての満足度は、満足とする者が一二五・九%、不満が四二・八%なんですね。

だから、この数字を見て、私は財務大臣がどうお感じになつたかということを伺いたいと思うんです。

設計していくとき大きな問題でございますから、なかなか理想どおりにはいかないという面もあると思いますが、よく検討して議論していかなきやいけないなと思います。

○池田幹幸君 ですから、国家公務員も地方公務員も、それから年金も、自営業者の方々も、結構、ます大事なのは、今の年金制度、もう根幹が崩れていますから、私たちは最低保障年金制度というのを作ろうということを提案しています。

その上に、掛金に応じた、現在の段階では掛け金に応じた給付というのをやつていかなければいかぬと思うんですが、とにかく全体、給付をどんどんどんどん引き下げていきや何とかなると、そんなんじやなしに、ともかくまず、国民生活どうやって支えるのかということをまず基本に据えた考え方をきっちり据え、この年金制度というもの七割八割は反対しているんですから、このことをしつかり見詰めて、これはもう実施する前にもう一回考え方をきっちり据え、この年金制度といふもの七割八割は反対しているんですから、このことを

法案は通つたと。確かに法案は通りましたけれども、私たちは、これはもう国民の圧倒的多数、

かぬと思つてますから、私たちは最低保障年金制度といふのを作ろうということを提案しています。

○委員長(円より子君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に對し、反対の討論を行います。
さきに強行成立した年金改悪法に対し多數の国民が明確にノーを突き付けており、主要な改正内容をこの改悪法に準拠した本法案を国民の声を無視して採決することは許されません。

マスコミの世論調査では、さきの年金改悪法について、国会審議は十分でなかつたが八六%、强行採決に問題ありが七五%であり、成立が良かっ

たとする人は一二%にとどまる一方、良くなかつたとする人は六七%と、大多数の人が反対しています。

そもそものはずで、保険料は上限固定、給付は現役世代の収入の五〇%を確保という政府の二枚看板の誤りが本院の我が党議員の質問で明らかとなり、小泉内閣と自民、公明両党が言う百年安心には二〇〇三年の出生率が予測より低い一・二九と過去最低を更新したことが判明し、成立直後から改悪法の基盤すら揺らいでおります。

次に、国家公務員共済組合法改正案自身の問題点について申し上げます。

本法案に反対する第一の理由は、マクロ経済スライド方式の導入により、国家公務員共済年金の給付水準を今後毎年国会審議抜きで自動的に引き下げようとしていることがあります。

政府は、厚生年金に準拠して給付水準を定める方針を維持し、給付水準の調整、つまり引下げを厚生年金と同率の比率で行うとしていますが、国

家公務員の場合、政府のモデル世帯でさえ新規裁定時からその給付率は現役世代の平均手取り報酬額の五割を下回るものとなっています。加えて、受給開始後の給付水準は一層低下することが浮き彫りになりました。

国際的にも例のないマクロ経済スライド方式の導入による年金給付の引下げは、公的年金制度の重要な機能である実質価値の維持を放棄する歴史的な大改悪であり、到底認めることはできません。

○委員長(円より子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に

反対の第三の理由は、全体にかかることです

が、政府が本来なら今年度に実施しなければならない基礎年金の国庫負担の二分の一への引上げを先送りしたばかりか、その年金・社会保障財源に最もふさわしくない消費税の大増税を計画していることです。日本共産党は、財界、大企業があおる消費税増税は社会保障の土台を掘り崩すものと見てあくまでも反対するものです。

なお、地方公務員共済と財政単位の一元化措置は、過去の低位・統合一元化の方向で行われた財政調整とは性格が異なり、同じ公務員制度として両公済制度が助け合い、安定的に運営していくための必要な措置であり、あえて反対いたしません。

以上、本法案は、国民の七割が反対する空前の年金改悪法に準拠した国家公務員版の改悪法案であり、廃案にすべきであることを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○委員長(円より子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(円より子君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は明十六日午前十時に開会することとし、午後七時五十二分散会

六月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願(第三一九八号)(第三一九九号)(第三一一八号)

一、消費税引上げなど大増税の中止に関する請願(第三三一九六号)

一、大衆増税反対に関する請願(第三三一九七号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三二一九八号)

一、年金への課税強化反対に関する請願(第三二一九九号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願(第三三三三四号)

一、大増税の中止に関する請願(第三三三三五号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願(第三三三六号)

一、年金を口座にした消費税増税反対等に関する請願(第三三三七号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三三三三八号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願(第三三三三八号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三三三三八号)

一、大増税の中止に関する請願(第三三三五五号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三三三五五号)

一、大増税の中止に関する請願(第三三三五五号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願(第三三三五五号)

一、大増税の中止に関する請願(第三三三五五号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三三三五五号)

一、消費税引上げなど大増税計画をやめることに関する請願(第三三三五五号)

一、消費税引上げなど大増税計画をやめることに関する請願(第三三三五五号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三四三号)

一、消費税引上げなど大増税の中止に関する請願(第三四五四号)

一、国民の安心と経済活性化のための増税中止に関する請願(第三四八五号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願(第三四八六号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三四八七号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願(第三四八八号)

一、国民を苦しめる消費税の増税反対に関する請願(第三四九〇号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三四九一号)

一、国民の安心と経済活性化のための増税中止に関する請願(第三四九二号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三四九三号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三四九四号)

一、消費税引上げなど大増税の中止に関する請願(第三四九五号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三四九六号)

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願(第三四九七号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三四九八号)

一、基础年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第三四九九号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願(第三五〇〇号)

一、基础年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第三五〇一号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三五〇二号)

一、基础年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第三五〇三号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願(第三五〇四号)

一、基础年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第三五〇五号)

一、年金に対する課税強化反対に関する請願(第三五〇六号)

(第三五四八号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三五四九号)

一、庶民増税押し付けの中止に関する請願(第三五六六〇号)

一、大増税の中止に関する請願(第三五六六二号)

一、国民を苦しめる消費税の増税反対に関する請願(第三五六六一号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三五六六三号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願(第三五六六四号)

一、国民を苦しめる消費税の増税反対に関する請願(第三五六六五号)

一、大増税をやめることに関する請願(第三五六六六号)

一、国民の安心と経済活性化のための増税中止に関する請願(第三五六六七号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三五六六八号)

一、国民の安心と経済活性化のための増税中止に関する請願(第三五六六九号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三五六七〇号)

一、基础年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第三五六七一号)

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願(第三五六七二号)

一、基础年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第三五六七三号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三五六七四号)

一、基础年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第三五六七五号)

一、大増税計画の中止に関する請願(第三五六七六号)

一、基础年金の国庫負担引上げに係る財源のための消費税増税反対に関する請願(第三五六七七号)

一、年金に対する課税強化反対に関する請願(第三五六七八号)

この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七七八号と同じである。

消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 東京都八王子市めじろ台三ノ一六
ノ一三 西澤寛外三百四十五名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

請願者 横浜市磯子区洋光台一ノ一八ノ九
ノ二〇一 島田拓一外六百八十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

請願者 千葉県野田市木間ヶ瀬六八一ノ一
一 大場清二外二百四十九名

紹介議員 鈴木 寛君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

請願者 石川県松任市旭町七三 細坪清子
外六百一十六名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

請願者 横浜市西区伊勢町一ノ六一 鈴木
外一百七十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

請願者 大阪府八尾市中田四ノ二四ノ一
一 矢島忠雄外九千二百四名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

請願者 上田浩外千八十九名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

請願者 大阪府八尾市中田四ノ二四ノ一
一 矢島忠雄外九千二百四名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

請願者 金沢秀明外二百四十九名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

請願者 間康元外三千六百十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

請願者 第三三三五号 平成十六年五月三十一日受理
大増税の中止に関する請願

請願者 長野県木曾郡大桑村須原七七五ノ
一 矢島忠雄外九千二百四名

紹介議員 井上 美代君
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

請願者 東京都目黒区大橋二ノ五ノ七
船

木龍夫外千六百六十五名	小澤義弘外二万一千四十五名
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。	紹介議員 小池 晃君
第三四三二号 平成十六年六月一日受理 大増税をやめることに関する請願	第三四三一号 平成十六年六月一日受理 この請願の趣旨は、第一九〇号と同じである。
請願者 福井県あわら市自由ヶ丘一ノ九ノ八 田島伸浩外五百九十三名	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四四三号 平成十六年六月三日受理 消費税率の引上げなど大増税の中止に関する請願	第三四四三号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 名古屋市東区泉二ノ一九ノ二八 丸井広孝外百二十九名	紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四四四号 平成十六年六月三日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願	第三四四四号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 愛知県愛知郡東郷町和合ヶ丘一ノ二二ノ一 伊豆原直外千四百六	紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四五五号 平成十六年六月三日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願	第三四五五号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 八田ひろ子君	紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四五九号 平成十六年六月三日受理 大増税計画の中止に関する請願	第三四五九号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 福岡市中央区大濠一ノ五ノ一 那須繁外千七百八十一名	紹介議員 渕上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四五〇号 平成十六年六月三日受理 大増税計画の中止に関する請願	第三四五〇号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 大阪府阪南市自然一、六〇〇 芝野千恵美外二千百四十一名	紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四五六号 平成十六年六月三日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願	第三四五六号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 愛知県小牧市小牧四ノ五六六 早川輝美外四百五十名	紹介議員 木俣 佳丈君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四五七号 平成十六年六月三日受理 大増税計画の中止に関する請願	第三四五七号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 名古屋市熱田区南一番町九ノ二〇 橋詰義幸外千名	紹介議員 木俣 佳丈君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四五八号 平成十六年六月三日受理 消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願	第三四五八号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 千葉市開発三ノ三、〇一三ノ一 沢崎真紀美外八十四名	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三四五九号 平成十六年六月三日受理 大増税計画の中止に関する請願	第三四五九号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 千葉県船橋市高野台一ノ四ノ一六五十九名	紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
第三五〇〇号 平成十六年六月三日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願	第三五〇〇号 平成十六年六月三日受理 この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
請願者 名古屋市熱田区玉の井町九ノ九 齋田哲志外二百四十九名	紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

消費税の税率引上げ反対に関する請願

請願者 横浜市港南区芦が谷一ノ三〇ノ一

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三五六七号と同じである。

第三五七七号 平成十六年六月四日受理

消費税の税率引上げ反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市金ヶ作五八ノ二二

大堀悦子外百七十九名

この請願の趣旨は、第三五六七号と同じである。

第三五七八号 平成十六年六月四日受理

消費税の税率引上げ反対に関する請願

紹介議員 小泉 親司君

田秀子外百七十九名

この請願の趣旨は、第三五六七号と同じである。

第三五七八号 平成十六年六月四日受理

消費税の税率引上げ反対に関する請願

紹介議員 小林 美恵子君

増田秀子外百七十九名

この請願の趣旨は、第三五六七号と同じである。

第三五七八号 平成十六年六月四日受理

消費税の税率引上げ反対に関する請願

紹介議員 富樫 練三君

山田登美子外百七十九名

この請願の趣旨は、第三五六七号と同じである。

第三五八〇号 平成十六年六月四日受理

消費税の税率引上げ反対に関する請願

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三五六七号と同じである。

第三五八一号 平成十六年六月四日受理

消費税の税率引上げ反対に関する請願

紹介議員 畑野 君枝君

神奈川県厚木市鳶尾一ノ二七ノ一

この請願の趣旨は、第三五六七号と同じである。

行わせないことにに関する請願

請願者 高知市塩屋町二ノ九ノ九 筒井 道晴外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

行わせないことにに関する請願

請願者 高知市塩屋町二ノ九ノ九 筒井 道晴外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

大増税をやめることに関する請願

請願者 東京都板橋区熊野町四七ノ一 一

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

行わせないことにに関する請願

請願者 高知市塩屋町二ノ九ノ九 筒井 道晴外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

大増税をやめることに関する請願

請願者 東京都板橋区熊野町四七ノ一 一

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一六三九号と同じである。

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第三九一〇号 平成十六年六月八日受理
中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願

請願者 鳥取県米子市夜見町一、〇九一
森研治外四百三十名

紹介議員 田村耕太郎君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第三九四四号 平成十六年六月八日受理
消費税の増税反対に関する請願

請願者 大阪市大正区南新加島一ノ一一
一〇 熊谷由佳外五百五十五名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第三九〇一号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第三九四五号 平成十六年六月八日受理
消費税の増税反対に関する請願

請願者 海藤昭二外四百九十九名

紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇一三号 平成十六年六月八日受理
消費税の大増税反対に関する請願

請願者 新潟市坂井東五ノ二一ノ一五
佐藤久義外三百五十四名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇一四号 平成十六年六月八日受理
消費税の大増税反対に関する請願

請願者 札幌市西区発寒五条五ノ三ノ二
徳田節郎外三千六十五名

紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇一四号 平成十六年六月八日受理
消費税の大増税反対に関する請願

請願者 紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願

第四〇九二号 平成十六年六月九日受理
消費税の大増税反対に関する請願

請願者 名古屋市北区平安通三ノ六 大島 久義外三百六十七名

紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇一五号 平成十六年六月八日受理
消費税の大増税反対に関する請願

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇三〇号 平成十六年六月八日受理
消費税の大増税反対に関する請願

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇三一號 平成十六年六月八日受理
消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

請願者 杵木県今市市並木町一〇ノ七 中村猶美外二千九百五十九名
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇三二號 平成十六年六月八日受理
消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇三五號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇三六號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 四一 石田照夫外千四百六十二名
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇三七號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇三八號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇三九號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 六名
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇四〇號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇四一號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 古里勝友外四百七十一名
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇四二號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 新原国昭外百六十六名
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇四三號 平成十六年六月八日受理
年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇九三號 平成十六年六月九日受理
消費税の大増税反対に関する請願

請願者 富山県滑川市上小泉六七八ノ二
大浦清外六千八百九十一名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇九四號 平成十六年六月九日受理
大衆増税反対に関する請願

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一七六〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇九五號 平成十六年六月九日受理
大衆増税反対に関する請願

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一七六〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇九六號 平成十六年六月九日受理
大衆増税反対に関する請願

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一七六〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇九七號 平成十六年六月九日受理
大衆増税反対に関する請願

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第一七六〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇九八號 平成十六年六月九日受理
大衆増税反対に関する請願

紹介議員 千葉県船橋市楠が山町六一ノ八二
田中一好外六千三百名
この請願の趣旨は、第一七六〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四〇九九號 平成十六年六月九日受理
大衆増税反対に関する請願

紹介議員 弘友 和夫君
この請願の趣旨は、第一七六〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

第四一〇〇號 平成十六年六月九日受理
大衆増税反対に関する請願

紹介議員 千葉県船橋市前原西三ノ二
吉川勝久外六千三百名
この請願の趣旨は、第一七六〇号と同じである。
行わせないことにに関する請願

この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

第四三二五号 平成十六年六月九日受理

大増税計画の中止に関する請願

請願者 福岡県京都郡苅田町富久町一ノ七

ノ一三 木下勤外二千一名

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第一二〇〇号と同じである。

第四三二六号 平成十六年六月九日受理

業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区友田二ノ四ノ三

○三 西崎都子外千四百四十三名

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第一二〇七号と同じである。

第四三二七号 平成十六年六月九日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 福岡市東区香椎駅前三ノ二九ノ四

ノ一三一 山下和博外二百四十九

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第四三二八号 平成十六年六月九日受理

消費税の大増税反対に関する請願

請願者 北海道函館市松陰町一ノ一 井

上峻三外四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第四三二九号 平成十六年六月九日受理

消費税の大増税反対に関する請願

請願者 福島市南向台一ノ一七ノ三 佐藤

光介外二万四千二百九十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第四三三〇号 平成十六年六月九日受理
する請願
請願者 横浜市金沢区東朝比奈三ノ一八ノ
一三 塚田明美外二万八千二百六
十九名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第四三三一号 平成十六年六月九日受理
大増税をやめることに関する請願
請願者 千葉県流山市鰐ヶ崎一、四七五ノ
五六 中島庸二外一万九千九百九
十九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二八四九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

平成十六年六月二十三日印刷

平成十六年六月二十四日發行

參議院事務局

印刷者

國立印刷局

E